

酒々井町制施行135周年記念冠事業承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が「酒々井町制施行135周年記念事業」の冠称を使用して実施する事業（以下「冠事業」という。）の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に酒々井町制施行135周年を記念して行われる事業とする。ただし、次に掲げる事業については、冠事業の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 法令又は公序良俗に反する事業
- (3) 参加者の安全が確保されていない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする事業

(承認申請)

第3条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として冠事業を開始する日の30日前までに酒々井町制施行135周年記念冠事業承認申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して、町長に提出するものとする。ただし、町長が申請の必要がないと認めるものは、この限りではない。

- (1) 事業計画書（事業目的、事業内容、参加者、使用施設、事故防止対策、公衆衛生対策、後援等の団体名等）
- (2) 入場料、参加料その他の費用の徴収をする場合には、収支予算書
- (3) 当該団体の活動内容が分かるもの

(承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を酒々井町制施行135周年記念冠事業承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく承認に関し、必要な条件を付することができる。

(支援内容)

第5条 冠事業を実施する者は、次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 「酒々井町制施行135周年記念事業」の冠称の使用
- (2) 広報物等におけるロゴデザインの使用
- (3) 町が有する広報、ホームページ等の広報媒体による事業の周知
- (4) 町が有する記念事業啓発のための物品等の貸与

(事業変更等の届出)

第6条 冠事業を実施する者は、その承認を受けた事業内容等の変更又は事業の中止をするときは、速やかにその旨を町長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第7条 町長は、冠事業を実施する者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) この要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定による承認の取消しにより冠事業を実施する者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(実績報告)

第8条 冠事業を実施する者は、事業終了後30日以内に、酒々井町制施行135周年記念冠事業実績報告書(別記第3号様式)に次の書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 事業内容の分かる写真
- (2) 入場料、参加料その他の費用の徴収をする場合には、収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業内容が分かるもの

(補則)

第9条 この要綱に規定するもののほか、冠事業の承認に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。